



飼育動物診療施設を開設されている皆さまへ

勤務獣医師の変更が「ちば電子申請サービス」で可能になりました！

手続き名： 診療施設開設届出事項変更届出(勤務獣医師の変更)【西部家保管内】

当所の管轄区域：千葉市・習志野市・市原市・八千代市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・
流山市・我孫子市・鎌ケ谷市・浦安市

【ご利用上の注意点】

・対象施設の制限

本手続きの対象は、西部家畜保健衛生所の管轄区域内に所在する診療施設に限られます。

・事前の登録は不要

電子申請サービスの利用者登録を行わなくても、そのまま手続き(申し込む)が可能です。

・開設者名の入力

届出を行う際の開設者名は、手続きを行う方の氏名ではなく、診療施設の開設者として届出されている名称(個人の場合は開設者の氏名、法人の場合は法人名)を入力してください。

例)株式会社〇〇動物病院 等

・添付書類

勤務獣医師の追加時には、獣医師免許証の写し(画像、PDF等)の添付が必須となります。

・情報の保存

申請後に発行される「申込番号」および「パスワード」は、後から内容を修正・確認する際に必要となりますので、必ず手元に保存してください。

・マルチデバイス対応

パソコンだけでなく、スマートフォンからでも手軽に申請が可能です。

【アクセス方法】

① 検索してアクセス

「ちば電子申請サービス」のページ上で、手続き名(または「獣医師」など)を検索してください。

② QRコードからアクセス



獣医療法第3条に基づく診療施設の届出事項の変更は、変更の事実が生じてから10日以内の届出が義務付けられておりますので、本サービス等を使用し、適切な届出の履行をお願いします。

※今後、ちば電子申請サービスで届出可能な項目を順次追加していく予定です。

手続き等に関するお問い合わせは、西部家畜保健衛生所(043-250-4141)までお気軽にご連絡ください。

最新の届出様式は千葉県HPからダウンロードできます

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushisetsu/kaisetsu3.html>

